

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 11日

明石市長 殿

提出者

住 所

明石市中崎1丁目5番1号

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

明石市公営企業管理者 東 俊夫
(下水道施設課)

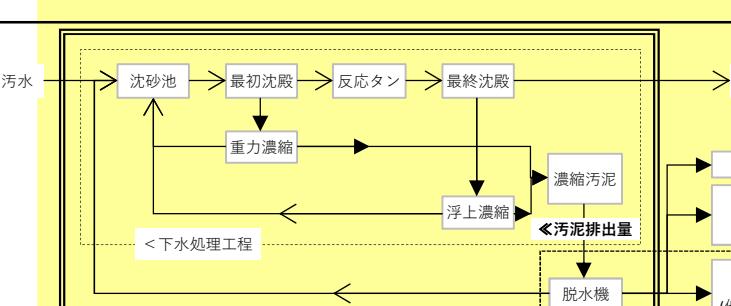
電話番号

078-934-3425

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	大久保浄化センター
事 業 場 の 所 在 地	明石市大久保町八木742
計 画 期 間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

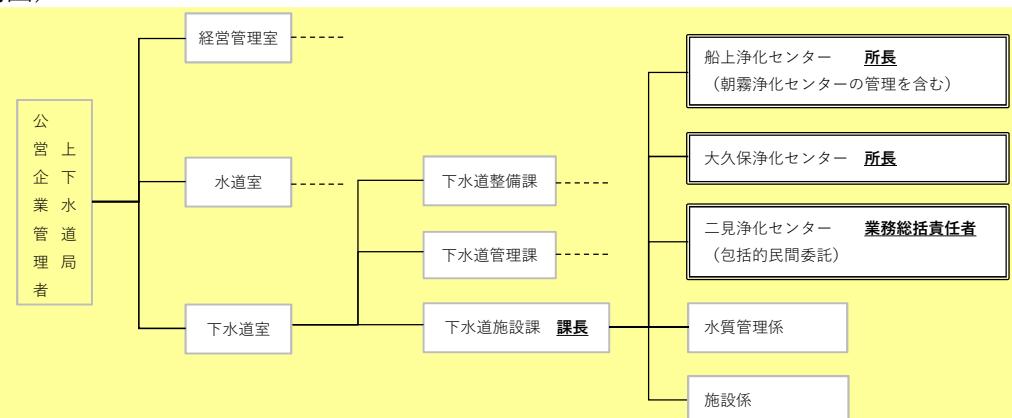
① 事業の種類	3631 下水道処理施設維持管理業
② 事業の規模	年間総処理水量 10,299,577 m ³ (前年度実績)
③ 従業員数	10名(令和7年4月1日現在)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	 <p>下水処理工程のフロー図</p> <p>污水は、沈砂池 → 最初沈殿 → 反応タン → 最終沈殿の順序で処理され、最終的に処理水として排出される。</p> <p>この工程では、重力濃縮と浮上濃縮が行われ、濃縮汚泥が生成される。</p> <p>濃縮汚泥は、脱水機によって脱水され、最終的に以下3つの方法で処理される：</p> <ul style="list-style-type: none"> 处理委託 市廃棄物焼却施設 (ACC) 自己処理 (他事業所焼却施設) <p>また、事業所内では、汚泥の流れによって汚泥が循環している。</p>

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度(令和6年度)実績】							
①現状		産業廃棄物の種類		0200 汚泥	0200 汚泥(浚渫)	0300 廃油			
排 出 量		104,856	t	10	t	0.02	t	4.68	t
(これまでに実施した取組)									
下水処理での発生汚泥を脱水し、約89%減量化している。一部、消化ガス設備用の含水率の高い汚泥を二見浄化センターに運搬した。大久保浄化センターと谷八木ポンプ場、藤江ポンプ場は同一区域内に設置しており、その施設から生じる産業廃棄物を一体的に管理している。									
		【目標】							
②計画		産業廃棄物の種類		0200 汚泥	0200 汚泥(浚渫)	0300 廃油			
排 出 量		102,000	t	9	t	0.02	t	4.45	t
(今後実施する予定の取組)									
委託先を確保しつつ、可能な範囲でより一層の減量化・再生利用に努める。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状		(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし
②計画		(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 特になし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(令和6 年度)実績】					
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0200 汚泥(浚渫)	0300 廃油	2100 安定型混合廃棄物	
①現状	(これまでに実施した取組)	自ら再生利用を行つた産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
		(これまでに実施した取組) 特になし					
		【目 標】					
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0200 汚泥(浚渫)	0300 廃油	2100 安定型混合廃棄物	
②計画	(今後実施する予定の取組)	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	
		(今後実施する予定の取組) 特になし					

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(令和6 年度)実績】					
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0200 汚泥(浚渫)	0300 廃油	2100 安定型混合廃棄物	
①現状	(これまでに実施した取組)	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	102,487 t	0 t	0 t	0 t	
		自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	104,161 t	0 t	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組) 脱水汚泥を乾燥するための熱源として、汚泥焼却炉において熱回収を実施した。							
		【目 標】					
		産業廃棄物の種類	0200 汚泥	0200 汚泥(浚渫)	0300 廃油	2100 安定型混合廃棄物	
②計画	(今後実施する予定の取組)	自ら熱回収を行つた産業廃棄物の量	77,000 t	0 t	0 t	0 t	
		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	101,315 t	0 t	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組) 脱水汚泥を乾燥するための熱源として、汚泥焼却炉において熱回収を実施する。							

(第4面)

(第5面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。